

2018年11月15日

「国際機関-NGOのパートナーシップに関する意見交換会」中間報告
Interim Report of “UN-NGO Partnership Discussion(UNPaD) Meeting”

UNPaD Meeting 参加団体一同

日本 UNHCR-NGO 評議会 (J-FUN) のイニシアティブと NGO-外務省連携推進委員の協力により、過去2回に渡り、人道支援に携わる国際機関と NGO の有志が、国際機関と NGO のパートナーシップ強化、さらには日本政府との連携に関する表題の意見交換会を開催した。以下、「国際機関-NGO のパートナーシップに関する意見交換会 (以下 UNPaD Meeting)」中間報告として、人道支援におけるパートナーシップ強化に向けた課題と、解決への糸口を記述する。

1. UNPaD Meeting 概要

開催日：2018年10月12日第1回会合、11月14日第2回会合 (於 UNHCR)

参加団体・機関：難民を助ける会 (AAR)、アドラ・ジャパン (ADRA)、CWS ジャパン (CWS)、アイキャン (ICAN)、国際移住機関 (IOM)、NGO 安全管理イニシアティブ (JaNISS)、難民支援協会 (JAR)、ジャパン・プラットフォーム事務局 (JPF)、日本赤十字社 (JRCS)、日本国際ボランティアセンター (JVC)、プラン・インターナショナル・ジャパン (PLAN)、ピースウィングス・ジャパン (PWJ)、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (SCJ)、シャンティ国際ボランティア会 (SVA)、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国連児童基金 (UNICEF)、国連世界食糧計画 (WFP)、ワールドビジョン・ジャパン (WVJ)

2. 国際機関と NGO のパートナーシップ強化への課題

① NGO が現場にいる必要性

・2017年の世界人道サミットで合意されたグランド・バーゲンにより、国際機関は以前にも増して国・地域事務所と現場への権限移譲と、事業のローカル NGO への移管を進めている。よって国際 NGO に今後求められるのは、人道危機が起きた直後、あるいは事前に現場におり、迅速、大規模かつ質の高い支援を展開できる能力であり、さらに情勢が落ち着いた後、ローカル NGO の能力開発を支援する役割とその実施能力である。

・国際機関とパートナーシップを組んで事業を行うためには、まず現場にいて、先行した事業実施の実績を持ち、調整会合に参加して情報と人的ネットワークを構築し、国際機関の担当者等との信頼関係を構築していなければならない。また、他国での経験を含めて、過去に団体として実績を有していることも重要である。

・以上の実現のためには、人道危機が起きた国・地域に、決定権限と案件形成能力を有

した邦人スタッフが渡航することが必須であるが、政府資金を活用した場合渡航に制限が行われることが、致命的な問題となっている。さらに、即時展開するためにアクセス可能な資金についても、政府資金予算は頭打ちとなっており、民間資金も極めて限られるのが現状である。

② NGO の中長期的な能力向上のための戦略

- ・国際機関と NGO による事業実施パートナー契約数の増加のためには、人道危機に際して NGO が迅速に(事前展開も含めて)展開できるよう、またその地域で開発に従事していた団体が急遽人道支援に移れるよう、環境整備と能力強化の戦略が必要となる。それによって NGO の活動資金の拡大・充実と資金源の多様化が進み、個々の NGO がプログラム形成、人材と専門性、アカウンタビリティ、セキュリティ管理等の分野で、中長期的に能力向上を進める必要がある。

- ・従来国際機関とのパートナーシップを組んでいなかった中小規模の団体の能力強化を促進し、パートナーシップを検討する NGO の裾野を広げることも重要である。

- ・緊急人道支援を実施する際は、変化するニーズに対応し、現地の調整会合で新たな課題が提示された場合、迅速かつ柔軟なプロジェクト内容の変更が必要となる。しかし現状では、NGO が利用できる政府資金の場合、活動内容の変更許容範囲は極めて限られており、利用可能な民間資金も極めて限定的である。そのため、より柔軟な資金を得ている外国の NGO が、現場の課題解決の期待に応え、結果として国際機関とのパートナーシップ構築でも有利になる傾向がみられる。よって、資金の柔軟性の向上も重要な課題である。

- ・短期的に、日本や本部レベルで個別の案件についてマッチングを図って案件形成を行うことは、現場が主体であるパートナーシップ契約の中長期的な増加には結びつかず、むしろ本質的な課題への取組みの妨げとなる懸念もある。より必要とされることは、各 NGO が現場での展開力、案件形成能力を高め、現場で意思決定できる環境が整備されることである。

③ 外務省・大使館との連携のあり方

- ・数ある国際機関と、様々な規模・活動形態の日本の NGO が、活動国・地域で相互に接する機会、特に過去にパートナー構築の経験のない団体の場合、限られていることが多い。その点で各国の大使館が、分野や関心を同じくする国際機関と NGO を相互に紹介し、情報提供等を行うことは、パートナーシップの機会増加のため非常に有益である。ただし、現状では大使館、担当者によりその取り組み方は異なり、大使館が団体に既存の政府資金事業に集中するよう求めたことによる機会損失や、逆に現場の状況に合わせた案件形成が阻害されたケースも報告されている。

④ 新たにパートナーシップを模索するケースへの対応

・従来国際機関とのパートナーシップを行っていない NGO が新たにそれを必要とするケースは、人道支援に従事しており団体のキャパシティが向上して新たなパートナーを必要とする場合、及び従来開発支援を実施していた国・地域で災害・人道危機が起こり、急遽人道支援実施のパートナーを必要とするケースが想定される。

・以上のいずれの場合にも、人脈、手続き、実務のノウハウ等において、必要な情報収集とネットワーキングには、一定の時間とリソースを要する。よって、より円滑なパートナーシップの拡大のためには、今後 NGO 間で、さらに大使館の協力を得る等して直接国際機関から、人脈紹介やノウハウ共有を受けられる仕組みが機能することが強く望まれる。

⑤ 国際的なフォーラムでの NGO のプレゼンス強化

・現場でのパートナーシップ拡大や契約のためには、まず現場にいること、さらに他国も含めて現場で実績と人脈を有していることが重要であり、国際機関の本部レベルでのフォーラム等への参加が、そこに直接影響することは基本的にはない。

・一方間接的には、その国際機関内で知名度を高めて人脈を広げ、その国際機関の優先課題や政策の理解が進むこと、さらに日本の NGO のアジェンダや教訓を国際機関にインプットすることで、中長期的に現場でのパートナーシップ強化に繋がる面はある。

・現場への直接的な影響では、本部レベルよりも、むしろ現在分権化が進む国・地域レベル（アジア、アフリカ、中東等）で、それぞれの国・地域事務所に平素よりプレゼンスと実績を示し、団体の能力や強みについて理解を広げることが望ましい場合もある。

3. 今後の予定

2018年12月に第3回会合を開催し、UNPaD Meeting として国際機関、NGO さらに外務省に対し、課題の共有と提案を最終報告としてまとめる。最終報告については、第3回 NGO-外務省連携推進委員会でも報告を行う。

その後、J-FUN 及び有志団体にて取り組みを継続し、国際機関、NGO、外務省間の対話を深めながら、提案実施の具体的方策を検討し、その実現を目指す。

以上